

2021年12月1日

浅井基文

(概要)

「人民を以て中心と為す」を根本義とする中国共産党の領導(統治)は、“中国共産党の「頂層設計」と「調査研究」⇔「試点」から「点→面→全面」へと進む「石橋を叩いて渡る」政治プロセスとを結合させる”ことで、党の領導と人民の当家作主という二律背反的な要請を実現しようとする。「権力は腐敗する」法則に対しては、自浄メカニズム(「学習」「批判・自己批判」「下放」「法治」「紀律」「処分」等)で対処する。伝統的な民意反映メカニズム(「信訪」「上访」)にも一定の地位が与えられる。こうした中国独自の統治システムを考える。

(はじめに)

中国共産党の統治(中国語:‘治理’ 英語:‘govern, governance’)について、中国共産党が「執政」するという表現も時に使われますが、圧倒的に用いられるのは「領導」という表現です。日本語ではあまり使われないこともあり、「領導」を日本語に訳す時には「指導」という言葉が当てられることが多いのです。ところが、この「指導」という訳語が一人歩きすることで中国共産党の統治に対する誤った理解を生み出してしまっている、というのが私の強い実感です。そこで、まず、「領導」とはどういう意味なのかについて、皆さんと認識を共有することから始めたいと思います。私の問題意識は中国問題を研究する人にも享有されているようで、ここでは2つの文章を手がかりにしようと思います。2つの文章とは、毛桂榮論文「「領導」と「執政」:中国共産党の「指導」を巡って」(2016年10月13日『明治学院大学法学研究』)と李昊報告「中国共産党の「領導」と「党組」」(2021年10月25日「中国」研究会レポート)です。

最初は、毛桂榮論文です。この論文は、中国憲法(1949年、1954年、1982年現行版)に出てくる「領導」について、文脈上からその意味を捉えることを試み、①「社会あるいは大衆を組織化すること、その過程において主導権を取ること、あるいは大衆を導く、牽引すること」―影響としての「領導」―、②「ある集団あるいは組織、個人などが支配的地位を占め、あるいは国家政権・国家装置を掌握すること、国家と社会を統制する地位や能力を有すること」―支配としての「領導」―、③「組織や制度における権限関係、指揮命令(服従)の関係、あるいは責任の所在を明示する概念」―権限としての「領導」―、以上3つの意味合いにおいて使われていることを指摘しています。私には②と③を区別する理由が必ずしも納得できないので、両者を合わせて、影響としての「領導」と支配・権限としての「領導」とに二分できると考えても大過ないでしょう。

実際に、毛桂榮はこの論文のなかで、次のことも紹介しています。すなわち、「高原明生等著『開発主義の時代へ』では、…「領導」には指揮命令権及びそれに対する服従が含意となり、「指導」は命令と服従の関係が存在しない、ガイダンスの意味を持つと説明している。…他方、中国でも「領導」について議論され、そこでは「領導」は影響であって、強制力を伴わないことが主張されている。例えば、張明軍華東政法大学教授は、「領導」と「執政」の関係を検討した長大な論文で、「領導」の本質は影響であって、命令でも強制でもないことが中国学会の共通認識と…している。」要するに、「領導」は「支配」を意味するのか、それとも「影響」を意味するのかという問題に帰着するのです。

しかし、今回お話しする、中国共産党の「領導」と人民の「当家作主」という主題に即して考える場合、検討材料として取り上げるべきは、国家の基本法である中国憲法ではなく、中国共産党の基本法ともいべき中国共産党章程(日本共産党の規約に相当。以下「章程」)であると思います。そして、中国共産党章程に出てくる「領導」の意味に関して言う限り、多様な解釈を行う余地はないというのが私の結論です。

したがって問題は、「領導」の意味・含意についてまったく対立する高原明生と張明軍の解釈、つまり「命令」と「影響」のいずれが正しいのかということに帰着します。私は張明軍に軍配を上げます。私の判断の根拠は4つあります。第一、第1回にお話したアグネス・スモドレー『偉大なる道』(及びその後読み終えたエドガー・スノー『中国の赤い星』)は、国共内戦及び抗日戦争時代の中国共産党と大衆(中国語:‘群衆’)との関係が“「領導」の本質は影響であって、命令でも強制でもないこと”を具体的に生き生きと描い

ていることです。その点については、皆さんも私の認識を共有してくださったと理解しています。第二、後ほどお話しますが、革命戦争勝利・建国後の最初の章程(1956 年)の前文では、党と大衆との関係を描写している箇所がありますが、そこからも「領導」の本質は影響であって、命令でも強制でもないこと」を素直に理解することができます。第三、これも後ほどお話しますが、「党の領導の堅持、人民当家作主、依法治国の有機統一」を提起したのは習近平であり、「党の領導」をとりわけ強調するのも習近平時代になってからですが、それに「依法治国」を加えて三者の「有機統一」という提起を行っている点にこそ、「領導」の本質は影響であって、命令でも強制でもないこと」を踏まえた習近平の思考回路のカギがある、というのが私の理解です。第四、「人民当家作主」は欧米的「人民主権」の中国語表現であり、その本質的意味が「主権は人民に属する」という点で両者に違いはありません。とすれば、党が主権者・人民を「支配・強制」することはあり得ず、したがって「領導」は「影響に留まる」と理解するほかないのです。

次に李昊報告ですが、「領導」の意味が「影響」であることを理解できる関連指摘部分を抜粋して紹介します。まとめていえば、「党の意向」を「様々な仕組み(＝各組織・機関に存在する党委員会・党組)」を通じて(「全人代・国務院以下の」立法行政組織・機関)による法律制定・政策決定/執行に反映させる、という形で影響を行使する、と理解できます。

何故にそのような「回り道」をするのか、という疑問が当然起こります。答は、①中国という国家の主権者は人民であるということ、今日の習近平体制を含め、中国共産党は掛け値なしに承認している、そして②自らの役割については、主権者・人民が正しい判断・行動を取る(判断・行動を誤らない)ように影響力を行使することにあると認識している、ということです。

○「中国共産党の支配の核心が党による「領導」であることは言を俟たないが、その「領導はさまざまな仕組みによって支えられている。例えば、各地域、各レベルに党委員会が作られ、政府よりも優越的な地位を与えられていることは重要である。…政策決定の面において、中国共産党は、国家機関に作られた党組織を通じて政策過程に日常的に介入し、党の意向を政策に反映している。」

○「習近平政権は、繰り返し党の領導を強調し、様々な党内規定を制定することで、党の領導的地位を明確に規定しようとしてきた。毛沢東時代の人治から、鄧小平時代の政治の制度化、党政分離の試みを経て、習近平は党の領導、党政不分を制度によって規定しようと努め、鄧小平とは異なる方向性の制度化を目指してきた。例えば、地方委員会工作条例や統一戦線工作条例が制定され、2020 年には中央委員会工作条例が制定された。この習近平流の制度化の一環として、党組についても、2015 年に中国共産党党組工作条例(試行)が制定され、2019 年には正式な中国共産党党組工作条例が發布された。」

○「習近平政権は、さまざまな党内法規を作成し、鄧小平とは異なる形で、制度化・法規化を進めることで、党の領導を制度的に強化しようとしている。2018 年の党と国家機構改革もその一環であり、ここで紹介した党組工作の強化も同様である。現実としては、殆どの場合、既存の運用メカニズムの明文化にとどまっているものの、これまで暗黙の了解で行われていたものが改めて法規化されることの意義も無視できない。党政関係の観点からは、共産党政権成立当初から党の優越性が確保され、すでに長い期間にわたって強化、確立されている。党組はその党の意向を現実の政策として実現するための重要なチャンネルとなっている。」

1. 1956 年章程前文と 2017 年章程前文

(1) 「党の領導」と「民族・統一戦線」

「党の領導」及び「民族・統一戦線」に関する 1956 年章程と 2017 年章程を比較することにより、①建国後間もなく作られた 1956 年章程は、建国前の党と人民大衆・少数民族との関係のあり方に関する党側の認識(主役は人民大衆・少数民族であり、党の役割は人民大衆・少数民族の判断・行動が正しくなるように働きかけること)が色濃く反映していること、②習近平体制のもとで作られた 2017 年章程は、1956 年章程と読み比べると、中央の権威・役割を格段に強化している(権威主義とする批判が行われる所以)こと、しか

し、③党と人民大衆との関係のあり方を「ひっくり返す」(「影響」から「支配」に変える)ことを窺わせる材料は皆無であること、を確認できるからです。つまり、習近平体制のもとでも、党と人民大衆との関係のあり方に関する従来の認識が踏襲されていることを確認できるということです。

○党の領導 (1956 年章程)

「中国共産党のすべての主張の実現は、党の組織及び党员による人民大衆の中での活動を通じて、党の領導の下における人民大衆の自覚的努力を通じて行うべきである。したがって、党の工作における大衆路線の伝統を不断に発揚しなければならない。党の領導が正しさを保つことができるか否かは、以下のことで決定される。すなわち、党は、大衆の経験及び意見を、分析と総括を通じて系統的に集中して党の主張に変え、さらに党の大衆の中での宣伝及び組織工作を通じて大衆自身の主張及び行動に変え、かつ、大衆の行動の中で党の主張に対して検証、補充及び修正を加えることができるか否かということである。党の領導の責任は、「大衆の中から来て、大衆の中へ行く」の無限の反復の過程の中で党と大衆の認識を不断に高め、党及び人民の事業が不断に前進できるようにすることにある。したがって、党及び党员は、労働者、農民、知識分子その他の愛国人民と密接な関係を打ち立て、この関係を広げ、強固にすることを常に心がけなければならない。党员一人一人は、党の利益と人民の利益との一致性、党に対する責任を負うことと人民に対する責任を負うことの一致性を理解するべきであり、全身全霊で人民大衆に服務し、事に当たっては大衆と相談し、大衆の意見に耳を傾け、大衆の痛みに関心を寄せ、大衆が自らの要求を実現することを全力で幫助しなければならない。中国共産党はすでに執政党であり、謙虚謹慎、戒驕戒躁に特に注意し、かつ、党組織、国家機関及び経済組織の中で、大衆及び實際生活から乖離する官僚主義現象と闘争を行わなければならない。」

(2017 年章程)

「中国共産党は、全国各族人民が「2 つの百年」の奮闘目標を実現し、中華民族の偉大な復興というチャイナ・ドリームを実現することを領導するべきであり、党の基本路線に関しては、党要管党と全面的な從嚴治党を堅持し、党の長期執政能力建設、先進性及び純潔性建設を強化し、改革創新精神で党の建設という偉大な工程を全面的に推進し、党の政治建設を統率として、党の政治建設、思想建設、組織建設、作風建設、紀律建設を全面的に推進し、制度建設をその中に一貫させ、反腐敗闘争を推進し、党建設の科学化レベルを全面的に向上しなければならない。立党為公、執政为民を堅持し、党の優良な伝統と作風を発揚し、党の領導レベルと執政レベルを不断に向上し、拒腐防変及び抵御風險の能力を向上し、自我浄化、自我完善、自我革新、自我提高の能力を不断に強め、党の階級的基礎を不断に強め、党の大衆的基礎を不断に拡大し、党の創造力、凝集力、戦闘力を不断に向上し、学習型、服務型、創新型のマルクス主義執政党を建設し、我が党をして一貫して時代の前列を歩むようにし、全国人民が中国特色社会主义の道に沿って不断に前進することを領導する堅固な核心となるようにする。」

○民族・統一戦線 (1956 年章程)

「我が国は多民族国家である。歴史的な原因により、多くの少数民族の発展は制限されてきた。中国共産党は、格別に努力することで各少数民族の地位を改善し、各少数民族の自治を援助し、少数民族の幹部の育成に努力し、各少数民族の経済と文化の発展を促進し、各民族の完全平等を実現し、各民族の団結友愛関係を強化しなければならない。各民族の社会改革は、各民族自らの願望により、自己の民族的特徴に適したステップを採用して完成するべきである。党は、民族の団結を妨害するいかなる大民族主義的傾向及び地方民族主義的傾向にも反対し、特に、漢民族党员と国家工作人員中の中における大漢族主義的傾向を防止し、是正することに注意を払うべきである。

中国共産党は倦むことなく人民民主專政を強固にしなければならず、これは中国社会主义事業勝利の保障である。党は、国家の民主生活のさらなる発展と民主制度のさらなる改善のために闘争しなけれ

ばならない。党は、各分野において労働者及び農民の兄弟連盟を強固にし、すべての愛国勢力の統一戦線を強固にし、各民主党派及び無党派民主人士との長期合作関係を強固にしなければならない。…党は、全国人民とともに、台湾開放の任務を完成しなければならない。」

(2017 年章程)

「中国共産党は、平等団結、互助和諧の社会主義民族関係を擁護し、発展させる。少数民族幹部を積極的に育成、選抜し、少数民族地域が経済、文化、社会事業を発展させることを援助し、**中華民族共同体意識**を打ち固め、各民族が共同して団結奮闘し、共同して繁栄発展することを実現する。党の宗教工作基本方針を全面的に貫徹し、宗教を信じる大衆が経済社会発展のために貢献するよう団結させる。

中国共産党は、全国各民族の労働者、農民、知識分子と団結し、各民主党派、無党派人士、各民族の愛国勢力と団結して…もつとも広範な愛国統一戦線を発展させる。香港特別行政区同胞、マカオ特別行政区同胞、台湾同胞及び海外の僑胞との団結を不断に強化する。「一国二制」の方針に基づき、香港、マカオの長期の繁栄安定を促進し、祖国統一の大業を完成する。」

(2)「党組」

党組に関する比較を行うことについては若干説明が必要です。1956 年当時は、非党員が国家機関等のトップなどの役職に就くことが普通にありました。したがって、あくまで理論的可能性として、非党員トップ等の政策・決定が党の政策・決定と食い違う可能性を想定する必要がありました。したがって、党外国家機関等では、党組を設け、非党員トップ等との間で政策・決定を調整する役割を担う必要がありました。1956 年章程はそういう事情を背景にして規定されています。

しかし、今日では国家機関等におけるトップ以下は党員で占められていますので、1956 年当時のような問題が起こることはありません。むしろ「党政不分」のもとで、「党組の主要任務は、党の路線、方針、決定を責任を持って貫徹すること」になっています。2017 年章程の規定はそのことを示しています。

(1956 年章程)

「(第 9 章) 党外組織内党組

(第 59 条) 国家機関及び人民団体の領導機関において、責任ある工作を担当する党員が 3 人以上いる時は、党組を成立すべきである。党組の任務は、その組織の中で党の政策と決定に責任を負い、非党員幹部との団結を強化し、大衆との連携を緊密にし、党と国家の規律を固め、官僚主義と闘争することである。

(第 60 条) 党組のメンバーは相当する党委員会の指定による。…党組は、すべての問題において相当する党委員会の領導に従わなければならない。」

(2017 年章程)

「(第 9 章 党組)

(第 48 条) 中央及び地方の国家機関、人民団体、経済組織、文化組織及びその他の非党組織の領導機関内に党組を成立することができる。党組は領導において核心の役割を担う。党組の主要任務は、党の路線、方針、決定を責任を持って貫徹すること、当該単位に対する党建設の領導を強化し、全面的に従厳治党の責任を履行すること、当該単位的重要問題を討論し、決定すること、幹部の管理工作を行うこと、基層党組織の設置、調整並びに党員を発展し及び処分するなどの重要事項を行うこと、党外の幹部及び大衆を団結し、党と国家が課した任務を完成することである。

(第 49 条) 党組のメンバーは、党組成立を批准した党組織の決定による。…党組は成立を批准した党組織の領導に従わなければならない。

(第 50 条) 下部単位に対して集中統一領導を行う国家工作部門は党委員会を成立することができる。党委員会の成立方法、職権及び工作任務は中央の別途の規定による。」

(3)「政策問題」「民主集中制」「整党・治党」

「政策問題」「民主集中制」「整党・治党」に関する章程の規定は「領導」問題とは直接かわるものではありません。しかし、1956 年章程は個々の党員ののびのびした思考・判断・行動を積極的に評価し、促して

いること、それに比べると、2017 年章程は「習近平同志を核心とする党中央の権威と集中統一領導を確固として擁護」という規定に端的に示されるように、組織の党員に対する支配が格段に強化されていることが分かります。こうした違いは、「領導」に対する両章程のアプローチの違いとも無縁ではないと思いますし、1956 年当時の党と 2017 年現在の党との間には思想的組織的に「距離」が生まれていることを示していると思います。敢えて紹介するゆえんです。

○政策問題

(1956 年章程)

「(第 26 条) 党の政策問題に関しては、党の領導機關が決議を行う以前においては、党の下級組織及び党委員会のメンバーは、党の組織及び党の会議において自由かつ真剣に議論を行い、かつ、党の領導機關に対して自己の提案を提出することができる。しかし、党の領導機關が決定を行った後は、従わなければならない。下級組織は、上級組織の決定が地域、部門の実際状況とマッチしていないと判断する場合は、上級組織に対して決定を変更することを請求するべきである。ただし、上級組織が元来の決定を執行するべきだと判断した場合は、下級組織は無条件で実行しなければならない。

全国的性質の問題に関しては、中央領導機關が意見、決定を出す前においては、各部門、各地方組織及びそれらの責任者は、討論して中央領導機關に提案を出すことを除き、自由に意見を出し、決定を行うことはできない。

(2017 年章程)

「(第 16 条) 全国的な重要政策問題に関しては、党中央のみが決定を行う権限があり、各部門、各地方の党組織は中央に提案することはできるが、勝手に決定を行うことも対外的に意見を発表することもできない。

党の下級組織は、上級組織の決定を断固執行しなければならない。下級組織は、上級組織の決定が地域、部門の実際状況とマッチしないと判断する場合には、変更を請求することができる。上級組織がもとの決定を堅持する場合には、下級組織は執行しなければならない、異なる意見を公表することはできない。ただし、一段高い上級組織に報告する権利を有する。

(第 17 条) 党組織が問題を討論、決定する場合、少数が多数に従う原則を執行しなければならない。重要問題の決定は表決を行う。少数者の異なる意見に対しては、真剣に考慮するべきである。重要問題について論争が発生し、双方の人数が接近している場合は、緊急状況下で多数意見に従って執行する場合を除き、とりあえず決定を引き延ばし、更に調査研究し、意見を交換して、次回に改めて表決を行う。特殊状況下では、論争状況を上級組織に報告し、採決を請求することができる。

党員個人が党組織を代表して重要な主張を発表する場合、党組織の既存の決定の範囲を超える場合は、所在の党組織に提起して討論決定するか、上級党組織に指示を仰がなければならない。…いかなる領導者も、個人の独断を実行し、個人を組織の上におくことは許されない。」

○民主集中制

(1956 年章程)

「中国共産党の組織原則は民主集中制である。すなわち、民主の基礎の上での集中及び集中指導のもとでの民主である。党は、有効な方法で党内民主を発揚し、すべての党員、党の基層組織及び地方組織の積極性と創造性を励まし、上下級間の生き生きとした活発な関係を強化しなければならない。そうすることによってのみ、党と人民大衆との関係は有効に拡大し強化することができ、党の領導を正しく迅速にすることができ、様々な状況及び地方の特徴に柔軟に適應することができ、党生活は生氣潑刺となることができ、党の事業は更に大きく速やかに発展することができるようになる。こうした基礎の上でのみ、党の集中と統一は強固となることができ、党の紀律は自覺的かつ非機械的となることができる。党の民主集中制に基づき、いかなる党組織も集体領導と個人負責の結合した原則を厳格に遵守しなければならない、いかなる党員及び党の組織も上から下へ及び下から上への監督を受けなければならない。

党の民主原則は党の集中原則を離れることはできない。党は、すべての党員が遵守するべき規律によって連結した統一戦闘組織である。規律なくしては、党は、国家及び人民を領導して強大な敵に勝利し、社会主義及び共産主義を実現することはできない。党は階級の最高組織であり、国家生活の各分野にお

いて正しい領導作用及び核心作用を発揮し、党の役割を低め、党の統一を弱める分散主義的傾向に反対しなければならない。党の団結と統一が党の生命であり、党の力の所在である。党の団結を守り、党の統一を強固にすることに常に注意することは、黨員一人一人の神聖な職責であり、党内において党の政治路線及び組織原則に違反する行動を許さず、党を分裂し、小グループで行動し、党に対して独立を図り、個人を党集体の上におく行動を許さない。」

(2017 年章程)

「民主集中制は、民主の基礎の上での集中及び集中指導のもとでの民主との結合である。それは、党の根本的組織原則であり、同時に大衆路線の党生活における運用でもある。党内民主を十分に発揚し、黨員の主体的地位を尊重し、黨員の民主的権利を保障し、各級党組織及び広範な黨員の積極性と創造性を発揮しなければならない。正しい集中を実行し、政治意識、大局意識、核心意識、看齐意識を確固と樹立し、**習近平同志を核心とする党中央の権威と集中統一領導を確固として擁護**し、全党の団結統一と行動一致を保証し、党の決定が迅速有効に貫徹執行されることを保証しなければならない。党内政治生活を強化し統一し、党内政治生活の政治性、時代性、原則性、戦闘性を強化し統一し、積極的で健康的な党内政治文化を発展させ、風清氣正な優れた政治生態を作り出す。党は、自らの政治生活の中で批判及び自己批判を正しく展開し、原則問題で思想闘争を行い、真理を堅持し、誤りを修正する。集中もあれば民主もあり、紀律もあれば自由もあり、統一意志もあれば個人の心情が闊達で活発であるという政治局面を作り出すことに努力する。」

○整党・治党

(1956 年章程)

「いかなる政党、個人も活動において欠点及び誤りがないということはありません。中国共産党及び黨員は、常に批判及び自己批判の方法によって自己の欠点及び誤りを明らかにして取り除き、自らと人民とを教育しなければならない。国家及び社会生活における党の領導的地位に鑑み、党は党のすべての組織及び黨員に対して厳格な要求を提起し、批判及び自己批判を展開するいっそうの必要があり、特に、**党内における下から上に対する批判及び人民大衆の党に対する批判を奨励し、支持する必要があり、批判を押さえつける行動を禁止**する。…誤りを犯した黨員については、その誤りが党内で正すことができ、かつ、本人が改めることを望むのであれば、党は治病救人の方針を採り、党内に留めて教育し、誤りを改めることを援助するべきである。しかし、誤りを頑として正さず党に害となる分子に対しては、断固とした闘争を行い、党から除名しなければならない。」

(2017 年章程)

「厳格な管党治党を堅持する。新しい情勢の下で、党が直面する執政、改革開放、市場経済、外部環境における試練は長期的、複雑、厳しいものであり、精神懈怠、能力不足、大衆乖離、消極腐敗の危険はますます尖鋭に全党の前に立ちはだかっている。厳しい標準と措置を管党治党の全プロセス、各分野で貫くべきである。依規治党、標本兼治を堅持し、紀律を前面に押し出すことを堅持し、組織性と規律性を強化し、党の規律の前では全員平等を堅持する。管党治党の主体責任と監督責任を強化し、党の領導機関及び領導幹部、特に主要領導幹部に対する監督を強化し、党内監督システムを不断に改善する。党内における廉政建設と反腐敗闘争を徹底して推進し、容認ゼロの態度で、腐敗を処罰し、腐敗を取り締まる有効なメカニズムを構築する。」

2. 習近平時代の中国共産党の統治

習近平が毛沢東、鄧小平と並ぶ偉大な領導者であるとする位置づけに対しては、「個人崇拜」として違和感を覚える人も多いと思います。私も、習近平の名前が章程と中国憲法の前文に明記されたことについて強い違和感を覚えましたし、その違和感は今も変わりません。というよりも、政治において個人を突出させることに、私は生理的に強い抵抗感があります。

その点をお断りした上で、中国に関して言いますと、「毛沢東思想」(1945 年第 7 回党大会)、「鄧小平理論」(1992 年第 14 回党大会)が公式に提起された先例があります。江沢民については「三つの代表」重要思想、胡錦濤については「科学發展觀」という「代名詞」が冠せられているだけです。

2017 年章程は、毛沢東思想に関しては「マルクス・レーニン主義の中国における運用と発展」、「実践で証明された中国の革命及び建設に関する正しい理論・原則と経験の総括」と評価しています。また、鄧小平理論に関しては「マルクス・レーニン主義の基本原理と現代中国の実践及び時代の特徴との結合の産物」、「毛沢東思想の新しい歴史的条件のもとでの継承と発展」、「マルクス主義の中国での発展の新段階」、「現代中国のマルクス主義」とあります。つまり、毛沢東と鄧小平がマルクス・レーニン主義理論の発展と中国化に対して創造的貢献を行ったことが二人の名前を冠する理由であることが分かります。これに対して、江沢民と胡錦濤の場合はそうした創造的貢献を行ったとする評価はありません。つまり、理論的思想的な創造的貢献の有無が個人的名前を冠するか否かの決定的判断基準となっていることが理解できます。

「習近平新時代中国特色社会主義思想」に関しては、「マルクス主義の中国化の最新の成果」、「党及び人民の実践経験と集体智慧の結晶」、「中国特色社会主義理論体系の重要な構成部分」として、毛沢東及び鄧小平に準じる評価を行っています。「毛沢東思想」「鄧小平理論」のような「歯切れの良い」ネーミングではないのは、「集体智慧の結晶」と評価していることに由来するのかもしれませんが。

長くなりましたが、世界第 2 位の大国へと台頭する中国を 2012 年以来率いてきた習近平の業績は確かに目を見張るものがあると、私は評価します。習近平時代における中国共産党の統治に関しても、江沢民時代、胡錦濤時代とは比べものにならない中身があることは間違いありません。ここでは、まず、習近平時代以前と習近平時代との間で中国の統治にどのような違いがあるかについて、私が重要だと考えていることを紹介します。その上で、人民日報社『人民論壇』雑誌社編集長の賈立政が 2020 年 9 月 4 日付の人民論壇網(WS)で発表した「新時代の中国の特色ある社会主義民主政治の創新と発展」及び 2018 年 1 月 22 日付解放軍報「党の領導、人民当家作主及び依法治国の有機統一を堅持する」という 2 つの文章に拠りながら、習近平時代における中国共産党の統治の中身を具体的に見てみたいと思います。

(1) 習近平・中国共産党の統治:「依法治国」(法による統治)

1982 年の中国憲法は前文で、「各政党・…は、憲法を根本的な活動準則とし、かつ、憲法の尊嚴を擁護し、憲法の実施を保證する職責を負わなければならない」とするとともに、第 5 条でも、「各政党・…は、憲法及び法律を遵守しなければならない」。憲法及び法律に違反する行為はすべて、(責任を)追究しなければならない。いかなる組織または個人も、憲法及び法律を超越した特権を持つことはできない。」と定めます。これらの規定は、1988 年、1993 年、2004 年、2018 年の改正を経た現行憲法でも同じです。

しかし、今回の歴史決議は次のように述べて、習近平時代以前には法による統治がはなはだ不徹底、不十分であったことを認め、国を挙げて法による統治の実現に邁進しなければならないことを強調しています。

「改革開放以後、党は依法治国を堅持し、社会主義法治建設を不斷に推進してきた。同時に、有法不依、執法不嚴・…等の問題は深刻に存在し、…法治の權威を深刻に損ない、社会の公平正義に深刻な影響を及ぼした。党は、權力が「両刃の剣」であり、依法依规は人民に福をもたらすが、違法違規は国家及び人民に害をもたらすことを深刻に認識した。そこで党中央は、法治興則国家興、法治衰則国家乱であることを強調する。全面依法治国は中国特色社会主義の本質的な要求、重要な保障であり、国家統治における深刻な革命であると強調する。依法治国を堅持するにはまず依憲治国を堅持し、依法執政を堅持するにはまず依憲執政を堅持するべきである。…中国特色社会主義法治の道を堅持し、…全社会が尊法・学法・守法・用法の意識と能力を強めなければならない。」

さらに、党の政治局委員で全人代副委員長兼秘書長の王晨は、2021 年 11 月 23 日付の人民日報で「全面依法治国を堅持し、法治中国の建設に着実な歩みを進める」と題する文章を発表し、法治に係する分野における歴史決議の意義・重要性を詳述しています。特に、2020 年 11 月に党中央による第 1 回中央全面依法治国工作会议において、習近平が「11 の堅持」を提起したことを紹介し、これが習近平法治思想の核心的内容であると指摘しています。

要するに、習近平時代の中国共産党は、党の領導そのものを「人治」から「法治」に転換することを目指していると言えるでしょう。国家憲法日(12 月 4 日)が制定され、国家工作人員(公務員)の憲法宣誓制度

が設けられた(2016年1月1日施行)のはその端的な表れです。憲法宣誓を要求される者には、全人代が選挙、任命した国家主席、副主席、全人代常務委員長、副委員長、秘書長、国务院総理、副総理、国务委員、各部部长、各委员会主任、中国人民銀行行長、会計検査院院長、軍事委員会主席、副主席、委員、国家監察委員会主任、最高人民法院院長、最高人民檢察院檢察長等が含まれます。つまり、習近平自身が、国家主席・軍事委員会主席として憲法宣誓を行わなければならないのです。

ちなみに、習近平の法治思想の核心とされる「11の堅持」とは、①全面依法治国に対する党の領導堅持、②「以人民為中心」堅持、③中国特色社会主义道路の堅持、④依憲治国と依憲執政の堅持、⑤法治軌道上で国家統治システムと統治能力の現代化推進の堅持、⑥中国特色社会主义法治システム建設の堅持、⑦依法治国・依法執政・依法行政の共同推進及び法治国家・法治政府・法治社会の一体建設の堅持⑧科学立法・嚴格執法・公正司法・全民守法の堅持、⑨国内法治と涉外法治の統一的推進の堅持、⑩才德兼備の法治工作隊伍建設の堅持、⑪「カギとなる少数」である領導幹部掌握の堅持。

(2) 2020年9月4日付人民論壇網:「新時代の中国の特色ある社会主義民主政治の創新と發展」

○全体的評価

社会主義民主政治を發展させることは、中国の特色ある社会主義を堅持し、發展することの重要な内容であるとともに、根本的な保証でもある。18回党大会以来、習近平・党中央は歴史及び時代の高みに立つて共產党執政法則、社会主義建設法則、人類社会發展法則、民主政治發展法則に対する認識を深め、マルクス主義国家統治学説の新境地を切り開いた。習近平新時代特色社会主義思想の顕著な特徴は、制度建設においてシステム統合、システム化を重視していることである。新時代の中国民主政治の重要な特徴の一つは、党の領導制度、人民当家作主制度、社会主義法治、国家統治、協商民主制度のシステム構築を統一的に推進する中で、社会主義民主政治の建設において制度から制度システムへの飛躍を実現したことである。

○統治の基本内容

社会主義民主政治とは何か。社会主義民主政治と西側民主政治とにはいかなる違いがあるか。新時代中国特色社会主义民主政治とはそもそも何であるか。

習近平曰く、「人民当家作主は社会主義民主政治の本質であり、核心である。人民民主は社会主義の生命である。民主なくして社会主義はなく、社会主義現代化もなく、中華民族の復興もない。」新時代中国特色社会主义民主政治とは、党が人民当家作主を領導し、法律に基づいて国家を統治することである。党の領導は人民当家作主及び依法治国の根本的保障であり、人民当家作主は社会主義民主政治の本質的特徴であり、依法治国は党が人民当家作主を領導し、国家を統治する基本方式であり、そこにおける行動主体は党と人民であり、両者共同の行為主題がすなわち国家統治である。

○統治の意義

民主政治は経済社会的基礎の上の上部構造であり、階級的性格を備えないものはない。「以人民為中心」、「人民至上」、つまり、一貫して人民とともにあり、「誰のため、誰に依拠、私は誰だ」を片時も忘れずに問いかけることによって、はじめて人民の根本的利益を擁護し、人民の共感と支持を得ることができる。「得衆則得国 失衆則失国」「得民心者得天下 失民心者失天下」は以上の真理を示している。習近平曰く、「人心は最大の政治であり、共識は奮進の動力である」。個体の所思所想が集合して集体の共識となり、更に進んで集体行動となる。かくして、人心は決定的力となり、「最大の政治」となるのである。

革命戦争、社会主義建設、改革開放の異なる時期に、党は民主政治に関して探索し、画期的成果を収め、政治建設及び政治文明の發展に堅固な基礎をうち固めた。18回党大会以来、習近平・党中央は党の領導、人民当家作主、依法治国の有機的統一を堅持し、政治システムとして人民当家作主を保証し、協商民主の広範、多層、制度化の發展を推進し、民族政策、宗教政策を全面貫徹し、広範な愛国統一戦線

を發展させ、「チャイナ・ドリームの同心共築」の力に凝集させ、中華民族復興のための制度的支柱と政治的保障を提供した。

これまでは、アメリカを代表とする西側の「自由市場経済＋民主政治制度」が至上モデルとされ、政治制度解決のための「普遍的価値」として押しつけられてきた。しかし、このモデルは今や、政争による混迷、政策的近視眼、政策決定の非効率等をさらけ出し、資本主義民主政治の救いがたい矛盾、本質が暴露されるに至っている。これと際立った対照をなしているのが中国特特色社会主義民主政治であり、西側政治文明を超越する画時代的創造として、より高いレベル、形態の民主政治制度及び運行メカニズムを提供するに至っている。

○統治システムの建設

社会主義民主政治制度は、中国の歴史伝承、文化伝統、経済社会發展の基礎の上で、長期的に發展し、次第に進歩し、改められてきた結果である。11 期 3 中全回は思想解放を推進し、社会主義民主政治の發展に対する觀念上の障害を取り払い、爾後、制度化及び法治化の建設が繰り広げられ、社会主義制度の建設は新たな歴史的段階に入った。改革開放の過程では民主政治を發展させることの重要な役割と意義が不断に強調された。鄧小平曰く、「民主なくして社会主義はなく、社会主義的現代化もない」、「我々の進める社会主義現代化建設は、經濟面で先進資本主義国に追いつき、政治面では資本主義国の民主よりも高度な民主を創造することだ」。16 回党大会報告：「党内民主は党の生命である」。17 回党大会報告：「人民民主は社会主義の生命である」。

中国特特色社会主義が新時代に入り、民主制度の相乗効果を如何にして最大限に發揮させるかという問題の解決が切実に求められることとなった。習近平曰く、「社会主義民主政治を發展させるカギは、我々の優位性と特徴を増やし拡大することであって、削減し縮小することではない」。人民がより広範で、より充実した権利と自由を享有することを保証するという角度から出發しても、あるいは、国家政治關係を有効に調節し、活力に満ちた政党關係・民族關係・階級關係・内外同胞關係を發展させるという角度から出發しても、社会主義民主政治の發展は、制度システムを不断に豊かにし、改善するプロセスを経なければならない。

18 回党大会報告は、制度システムについて全面的でシステム的な要求を提起した。すなわち、小康社会を全面的に建設するためには、「科学的發展を妨害する思想觀念及びシステムとメカニズムの弊害をすべて打ち破り、系統完備、科学規範、運行有効な制度システムを構築し、各分野の制度がより成熟し、より定型化されるように」しなければならない。

18 期 3 中全回は次のように指摘した。すなわち、「2020 年までに重要領域の改革に決定的成果を獲得し、系統完備、科学規範、運行有効な制度システムを形成し、各分野の制度がより成熟し、より定型化されるようにする」。

19 回党大会報告は更に進んで次のように明確にした。すなわち、「改革の全面深化の総目標は、国家統治体系及び統治能力の現代化を推進することである」。18 回党大会報告が提起したのは一般的な「制度システム」だったが、19 回党大会報告は更に、「人民当家作主制度システム」「国家安全制度システム」「党内法規制度システム」「生態文明制度システム」等を建設する明確な要求を提起した。

以上の基礎の上で、19 期 4 中全会決定はさらに、「人民当家作主制度システムを堅持、改善し、社会主義民主政治を發展させる」ことを提起し、そのことにより、不断に民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、民主ルートを広げ、各分野の制度及び国家統治が人民意志の體現、人民權益の保障、人民創造力の激発においてより良く機能できるようにした。

○具体的成果

党の領導、人民当家作主、依法治国の有機統一を実現することで、新時代中国特特色社会主義民主政治は、5 分野の重要制度システム、すなわち党の領導制度システム、人民当家作主制度システム、中国特

色社会主義法治システム、国家統治システム、協商民主制度システムの建設を系統的に推進し、新時代中国特特色社会主義民主政治をより成熟した形に仕上げ、それにより、国家政治生活の民主化、法治化を確保した。

* 党の領導

党の領導は中国特色社会主義のもっとも本質的な特徴であり、中国特色社会主義制度の最大の優位性である。党の領導は、全面的、系統的、總体的でなければならない。中国共産党は最高政治領導力として、①全局總攬を健全化し、②各方面の党の領導制度システムを協調させ、③6 分野(理想信念の自己鍛鍊、自覺的行動、職責履行、大衆路線血肉關係、担当力強化、從嚴治党)で自己建設を強化させる。特に指摘しておく必要があるのは「党内民主制度システム」である。18 回党大会報告は、「制度システム」という概念を明確に示すと同時に、「党内民主制度システム」建設を強化することをも提起し、「党内民主は党の生命である」、「民主集中制を堅持し、党内民主制度システムを健全にすることにより、党内民主によって人民民主を牽引」するべきだ」と明確にした。さらに、18 期 4 中全会決定は「党内法規制度建設」を提起し、19 回党大会報告は更に進んで「党の領導及び党の各分野建設をカバーする党内法規制度システムの形成を速める」ことを提起し、19 期 4 中全回は「党の領導制度システムを堅持改善し、党の科学執政・民主執政・依法執政のレベルを高める」ことについて全面的な手はずを整えた。

* 人民当家作主

人民当家作主は社会主義民主政治建設の本質、核心である。人民当家作主制度システムを堅持改善し、人民代表大会制度及び中国共産党が領導する多党合作/政治協商制度を堅持改善し、広範な愛国統一戦線、民族区域自治制度、基層大衆自治制度を強固にし、發展させることにより、不断に改善される制度システムによって人民当家作主を保證する。

人民代表大会制度は、人民当家作主を保證する根本の政治制度であり、国家統治システム及び統治能力を支える根本の政治制度でもある。全国人民代表大会成立 60 周年慶祝大会において、習近平は、「人民の眼は明るい。人民はあらゆるところに張り巡らされた監督力である。人民が政府を監督することによってのみ政府は怠けることがない。一人一人が責任を負うことによって、政權担当者が死んだら政治も止まるということはありません」と指摘した。人民当家作主制度システムを建設することを通じて、民主選挙、民主協商、民主決定、民主管理、民主監督の実行は制度的保障を得るのであり、民主の形式を豊かにするだけではなく、民主のルートをも広げるのである。

* 全面依法治国

全面依法治国は中国特色社会主義を堅持發展させる本質的要求であり、重要な保障である。依法治国、依法執政、依法行政共同推進を堅持し、法治国家、法治政府、法治社会の一体的建設を堅持することにより、中国特色社会主義民主政治の建設のために法治の保障を提供することができる。「国無常強 無常弱。奉法者強則国強 奉法者弱則国弱」。中国社会主义制度は人民当家作主の主体地位を保證するとともに、依法治国の全面推進における主体地位をも保證する。

党の領導と依法治国の關係に関して、習近平は次のように指摘している。「社会主義法治は党の領導を堅持しなければならず、党の領導は社会主義法治に依拠しなければならない。中国において、法は党の主張と人民の意向の統一的体现であり、党は人民を領導して憲法法律を制定し、実施するが、党自身も憲法法律の範囲内で活動しなければならない。これがすなわち党の領導力の体现である。」

* 国家統治システム

国家統治システムは社会主義民主政治建設における重要な要素であり、社会主義民主政治を發展させることも国家統治システム及び統治能力の現代化というテーマにおける必須事項である。18 期 3 中全会は国家統治システムと統治能力の現代化という問題を始めて提起し、改革の全面深化の總目標を明確にした。19 期 4 中全回決議は、国家統治のすべての工作及び活動を中国特色社会主義制度に基づいて行い、国家統治システム及び統治能力は中国特色社会主義制度及びその執行能力の集中的体现であ

る、と指摘した。習近平は次のように指摘する。「一つの制度の善し悪しについては、政治的に、大局的に判断し、把握するべきである」。

中国における国家統治システム及び統治能力の現代化建設は、改革発展の全面的展開とともに推進されており、人民大衆の生産生活に質の高いサービスを提供すると同時に、社会主義民主政治の建設のためにも広範囲な探索実践の舞台を提供している。制度及び実践面では、中国特色社会主义民主政治の建設は、社会主義制度の優越性が更に統治効率に転化することを推進している。国家統治システム及び中国特色社会主义民主政治建設の協同とインタラクションは、マルクス主義政党として中国共产党が堅守する人民至上という根本的立場を明らかにするものである。

* 協商民主

協商民主は党の領導を実現する重要な方式であり、中国社会主义民主政治における特有な形式かつ独特の優位性である。協商民主の源は団結と民主を主題とする広範な愛国統一戦線にあり、党の大衆路線の政治領域での体现でもある。

19 期 4 中全会決定は中国の新型政党制度の優位性を強調して次のように提起した。「社会主義協商民主の独特の優位性を堅持し、政党協商、人代協商、政府協商、政協協商、人民団体協商、基層協商及び社会組織協商を統括的に推進し、手続が合理的でまとまった協商民主システムを構築し、決定前及び実施中における協商メカニズムを十全にし、事があれば協議し、衆人にかかわる問題は衆人で協議する制度化実践を豊かにする」。

協商民主が追求するのは全方位、多領域そして多層的な民主参与であり、協商主体は政党、政府、人民団体、社会組織から一般大衆まで、協商内容は政治領域から社会領域まで、協商レベルは中央、地方から基層までであり、絶対に特定グループ、特定分野、特定レベルに局限されるものではない。多層、広範、制度化された協商民主形式は、中国における民主政治生活が西側の投票権偏重の形式主義民主を回避し、民主が本来の価値に回帰することを確保する。習近平曰く、「人民内部で広範に協議するプロセスは民主発揚、集思広益のプロセスであり、思想統一、共識凝集のプロセスであり、科学的意思決定、民主的意思決定のプロセスであって、これすなわち人民当家作主を実現するプロセスである」。

(2) 2018 年 1 月 22 日付解放軍報「党の領導、人民当家作主及び依法治国の有機統一を堅持する」

○ 有機統一

第一、三者の有機統一を堅持する中国の政治制度は、中国の政治制度を資本主義国家の政治制度と区別する本質的特徴であり、かつ、中国社会主义政治制度の優越性を体现するものであること。長期の実践を通じて、党は各族人民を帶領して中国の特色ある社会主义政治発展の道を歩み、中国の国情に適した、中国の土壤に根を下ろした政治制度を打ち立ててきた。その中でも特に、党の領導の堅持、人民当家作主及び依法治国の有機統一という規定は、性質、目標、方法等の点で、中国の特色ある社会主义政治制度の核心的要義を完璧に表している。すなわち、この三者の有機統一にこそ、西側諸国が行っている両院制、立憲民主、三権分立、複数政党制等の政治制度との本質的区別がある。

第二、三者の有機統一は、社会主义民主を發展させ、人民当家作主を保証し、国家の政治生活が活力に充満しつつ、安定して秩序だったものになることを保証するカギであること。三者の有機統一は社会主义民主政治を建設する上で従わなければならない基本方針である。この基本方針に沿って社会主义民主政治を發展することによってのみ、①民主政治建設の正しい方向を保証することができるのであり、②人民に対して、より広範でより充実した権利と自由を享有することを保証し、国家及び社会のガバナンスに広範に参加することを保証して、かくして人民当家作主がしっかり根を下ろすようにすることができるのであり、③国家の政治関係を有効に調節し、民族の凝集力を高め、安定団結の政治局面を形成することができるのである。

第三、三者の有機統一は、政治体制改革を積極的かつ穩当に推進し、社会主义民主政治の制度化、

規範化、法治化及び手続化を推進する根本であること。18 回党大会以来の政治体制改革の成果は顕著だが、社会主義民主法治建設並びに人民民主拡大及び経済社会発展の要求にはまだ完全には適応しておらず、社会主義民主政治の体制、メカニズム、手続、規範及び具体的運行といった点でもなお不十分なところがあり、引き続き、政治体制改革を積極的かつ穏当に推進し、不断に社会主義民主政治を発展させていく必要がある。つまり、三者の有機的統一を堅持することによってのみ、①政治体制改革が「変色しない」ことを確保し、②社会主義民主政治が一貫して人民当家作主を根本とすることを確保し、③全面依法治国という戦略的配置のなかで民主政治の制度化、規範化、法治化、手続化を不断に推進することができる。

○有機的一体

三者が有機的一体であるということは、社会主義民主政治を発展させる上で、理解し把握しなければならない政治判断である。

第一、党は政治生活のなかで領導的地位にあり、党の領導は人民当家作主及び依法治国の根本的保証であること。党は中国の特色ある社会主義事業の領導核心であり、社会主義民主法治建設に反映されるとき、党は政治生活において領導的地位に座る。習近平によれば、「三者の有機的一体におけるもっとも根本は党の領導である。」

党の領導は人民当家作主の根本的保証である。中国共産党誕生以来、党は人民当家作主の実現を自らの任務としてきた。執政党になってからは、党のすべての主張は人民の意志を体現し、かつ、法的手続を経て国家意志となることによって、人民が当家作主を実現することを保証してきた。党の領導を離れたら、人民当家作主は論じようがない。

党の領導は依法治国の根本的保証である。依法治国は党が提起したものであり、党は人民を領導して不断に依法治国を推進してきた。党は人民を領導して憲法法律を制定し、執行するとともに、自覺的に憲法法律の範囲内で活動することで、立法領導、執法保証、率先守法を行ってきた。実践が証明するとおり、党の領導と社会主義法治は一致しており、党の領導を堅持することによってのみ、依法治国は確実な政治的保証を得る。

第二、人民当家作主は、社会主義民主政治の本質的特徴であり、党の領導と依法治国を堅持する確固とした基礎であること。人民民主を堅持することによってのみ、人民は、党の領導を擁護し支持し、党の領導のもとで自覺的に依法治国を全面的に推進し、社会主義民主を発展させる威力を集合することができる。

人民当家作主は党の領導を堅持する確固とした基礎である。人民は歴史の創造者であり、党及び国家の前途命運を決定する根本的力である。歴史と実践が証明するとおり、人民は、国家及び社会の政治生活のなかで当家作主の地位を真に享有し、当家作主の權利を確実に行使できる場合にのみ、党の領導を心から擁護し支持することができる。

人民当家作主は依法治国を堅持する確固とした基礎である。人民は依法治国の主体であり、力の源である。人民当家作主を実現する場合にのみ、広範な人民大衆が立法、執法及び司法の活動に参与し、法律の実施を監督し、良法善治が実行されることを確保することができ、そうしてのみ、全面依法治国の方略を確実に進めることができる。

第三、依法治国は、党が人民を領導して国家を統治する基本方式であり、党の領導と人民当家作主を堅持する堅固な保障であること。社会主義民主政治は、内在的に依法治国を要求し、民主政治運行の法治化を実現することを要求する。18 回党大会以来、党中央は、党及び国家の国家工作の大局のなかにおいて、法治を考慮し、企画し、推進し、党の領導と人民当家作主を堅持するための確固とした保障を提供してきた。

依法治国は党の領導を堅持するための堅固な法治の保障を提供する。中国憲法は根本法の形式で、党が人民を帶領して革命、建設、改革を行って獲得した成果を反映し、歴史及び人民の選択のなかで形

成された中国共産党の領導の地位を確立した。依法治国を全面的に推進し、法治を治國理政の基本方式として堅持することは、党の領導を強化し改善することに有利であり、党の執政地位を強固にし、党の執政使命を完成することに有利であり、党の領導を堅持するために確固とした法治の保障を提供した。

依法治国は人民当家作主を実現するための堅固な法治の保障を提供する。実践が証明するとおり、人民当家作主を実現するためには、願望だけでは不十分であり、制度化法律化された手段という保障がないといけない。社会主義法治は、人民の根本的利益の保障を出発点及びスタンスとし、人民が法によって国家政治生活に平等に参加する権利を保障し、そうすることにより、人民のためになり、人民に依拠し、人民に幸福をもたらす、人民を保護することを真に実現するのである。

○実践

第一、党の集中統一領導を強化し、党の領導方式と執政方式を改善すること。中国の特色ある社会主義民主政治の道を歩み、社会主義民主政治を發展させるカギは、党が全局を総攬し、関係方面を協調させる領導核心の役割を發揮することを堅持することにある。特に党の集中統一領導を強化し、人代、政府、政協並びに法院及び検察院が法律・章程に基づいて職能を履行し、工作を展開し、役割を發揮することを支持する必要がある。党の領導方式及び執政方式を不断に強化改善し、①党の主張が法定手続を通じて国家意志となり、②党組織が推薦した人選が法定手続を通じて国家政權機關の領導人員となり、③国家政權機關を通じて党の国家及び社会に対する領導を実行し、④民主集中制原則を運用して党及び国家の權威を維持し、全党全国の團結統一を維持し、⑤党の科学執政、民主執政、依法執政のレベルを不断に高めていく必要がある。

第二、人民の秩序ある政治参与を拡大し、人民が法に基づいて民主選挙、民主協商、民主決定、民主管理、民主監督を行うことを保証すること。人民の秩序ある政治参与を拡大することは人民当家作主を保証することの必然的要求である。人民代表大会という根本的政治制度を長期にわたって堅持し、不断に改善し、人民が人民代表大会を通じて国家權力を行使することを保証するべきである。協商民主の広範、多層かつ制度化された發展を推進し、日常政治生活のなかで人民が広範かつ持続的に参与を深める権利を保証する。人民に対して知情權、参与權、表明權、監督權を保障することに着眼し、民主形式を更に豊富にし、民主的チャンネルを更に開拓する。權力運行に対する制約と監督を強化し、人民が權力を監督し、權力が白日の下で運行するようにする。

第三、国家法制の統一、尊嚴、權威を守り、人權の法治保障を強化し、人民が法律に基づいて広範な權利と自由を享有することを保証すること。社会主義民主政治を發展する上では、法治中国の建設に力を入れなければならない。国家法制の統一、尊嚴、權威を守り、人權の法治保障を強化し、人民が法に基づいて広範な權利と自由を享有することを保証する。19回党大会報告は、「全面依法治国の堅持」を新時代に中国の特色ある社会主義を堅持し發展させる基本方針の一つとし、「依法治国の実践の深化」に対して新たな段取りを講じており、嚴格に実行し、①科学立法・民主立法・依法立法を堅持して、人權の法治化保障レベルを高めなければならず、②依法行政を推進し、公正文明執法を嚴格にルール化して、人民の權利と自由を確実に擁護しなければならず、③司法体制の総合的一体的改革を深化させ、公正な司法によって社会の公平と正義を擁護しなければならず、④全民的な法律常識普及を強化し、社会主義法治文化を建設し、憲法法律至上及び法律の前における平等という法治理念を樹立することによって、法治が真に我々の生活方式になるようにしなければならない。

3. 習近平時代の人民当家作主

統治の中には人民当家作主が含まれることは当然です。そのことは、2. で取り上げた2つの文章が人民当家作主を含めていることから直ちに理解できます。ただし、この2つの文章は中国共産党の領導の

もとにおける人民当家作主の位置づけを行っており、人民当家作主そのものを考察の対象としているわけではありません。また、私が目にしてきた限りでは、この問題を主題として取り上げた論考は数少ないという印象が否めません。しかし、人民当家作主が人民主権と同義である以上、人民当家作主を独立して考察することは欠かせないはずです。

ただし、人民当家作主は西側の「人民主権」という理念を受け入れた上での中国的に表現したものということではありません。中国歴史を踏まえ、人民こそが歴史の主人公であるという認識は中国固有のもので、「人民こそが歴史の主人公」であるという認識は「人民主権」という理念とぴったり一致する、という受け止め方が正しいことを確認したいと思います。

2019年8月20日付の党建網(WS)が掲載した、徐友龍、胡海良、唐玉による「人民当家作主の民主政治制度システムを堅持し改善する」と題する文章はこの問題を正面から取り上げた論考であり、しかも、末尾に「文章の観点は正確であり、習近平の重要論述と一致性を保ち、筋道は明晰、組み立ては合理的、論理は整然としている。中国の特色ある社会主義政治制度の基本理論に対する発展に対する観点は明確であり、文章にもよどみがない」とする「専門家の推薦意見」が付けられています。私も深く学ぶところがありましたので、以下に紹介したいと思います。

○問題意識

人民当家作主は、社会主義民主政治の本質であり核心である。人民当家作主が国家の政治生活及び社会生活の中に根を下ろすことを如何にして確保するか。これは全局、長期的重要理論および現実問題にかかわることである。習近平曰く、「我が国の社会主義民主は、人民の根本的利益を守る…民主である。社会主義民主を発展させることはすなわち、人民の意志を体現し、人民の権益を保障し、人民の創造的活力を引き出すことであり、制度システムによって人民当家作主を保証することである。」

○歴史的選択

民主は人類の社会的政治的発展が共同で追求するものである。現代社会の不平等、相互依存、多元性、複雑性そしてグローバル化等の事実を前にする時、民主的理想を十分に認識した唯一の道筋というものは存在せず、世界上で完全に同じ民主政治モデルは存在しない。同じ政体の中でも異なる制度、取り決めそして実践が存在するし、異なる方式方法で民主の価値と目標を実現することによって民主の効能と役割を発揮させている。

ある国家がいかなる政治制度を実行し、いかなる政治的発展の道を歩むかは、その国家の国情及び性質と適応するものでなければならない。新民主主義革命時代、中国共産党は前後して革命根拠地で工農兵代表大会制度(ソヴィエト)を実行し、抗日民主政権時代には「三三制」原則(政権機構及び民意機関における人員配分で、労働者及び農民を代表する中国共産党、プチ・ブルを代表する非党員左派進歩分子そしてブルジョア中間分子の三者が1/3ずつを占める)を実行して、国情に見合った政治制度に関する模索を行った。社会主義制度が確立した後は、労働者階級が領導し、労農連盟を基礎とする人民民主專政の国体を実行するとともに、それに見合った人民代表大会制度という政体を実行し、中国共産党が領導する多党合作及び政治協商制度、民族区域自治制度、基層大衆自治制度を実行して、中国の特色ある社会主義民主政治の制度システムを構成した。

人民代表大会制度は中国の根本的な政治制度であり、人民民主專政という国家の性格を直接体現しており、その本質は人民当家作主である。この制度は、人類政治制度史上における中国人民の偉大な創造であり、中国人民が解放されて立ち上がって主人公となり、自己の命運を掌握したことに伴う必然的選択であった。実践で証明されたとおり、人民代表大会制度は、中国の国情と実情に合致し、社会主義国家という性格を体現し、人民当家作主を保証し、中華民族の復興実現を保障する制度である。

中国共産党が領導する多党合作及び政治協商制度は中国の基本的政治制度であり、中国共産党、中国人民、各民主党派、無党派人士の政治的創造であり、中国の土壌で生まれ育ってきた新型政党制度である。共産党が領導して多党派が合作し、共産党が執政して多党派が参政し、共産党と各民主党派が国家の重要問題について民主協商、科学决策を行うことによって力を集中して大事を行う。…それは、マル

クス主義政党理論と中国の実際とが結合した産物である。それは、もっとも広範な人民の根本的利益を代表し、実現して、最大範囲の団結を実現する。それは、協商の方式を通じて決定の科学化と民主化を推進し、政党対立がもたらす社会の分裂を避けることができる。

民族区域自治制度は中国の基本的政治制度であり、統一多民族国家という中国の基本的国情に合致しており、創造的に民族問題を解決した制度的新機軸である。この制度は、各民族の平等、団結、共同发展という基本原則を体現しており、祖国統一、領土保全を擁護し、民族の団結を強化し、民族地区の発展を促進し、中華民族の凝集力を強化する等の分野で重要な役割を果たしてきた。

基層大衆自治制度は社会主義民主政治の基礎的な制度であり、基層大衆が様々な民主的ルート・メカニズムを通じてコミュニティの統治、基層公共事務及び公益事業に参加し、法律に基づいて自らを管理し、服務し、教育し、監督する制度的実践的な形式である。この制度は、人民が法律に基づいて民主的権利を直接行使し、公民意識、民主的素質を高めることを保障する。それは、中国特色社会主义民主政治の直接的、広範にして、もっとも生き生きとした体现を保証する。

○生命力

人民民主は社会主義の生命であり、民主なくして社会主義はなく、社会主義現代化もなく、中華民族の復興もない。社会主義民主政治は中国の特色ある社会主義政治文明建設における達成物であり、人民当家作主を実現し、中国の特色ある社会主義の優越性を表している。それは、中国の歴史的な伝承と文化的な伝統の延長であるとともに、経済社会発展の基礎の上で長期にわたって発展し、進歩改良をくり返し、内生的に変化を経た結果である。それは科学的な指導思想を持つとともに、緻密な制度的な工夫をも備える。明確な価値的な方向性を持つとともに、有効な実現形式と確実な推進力をも備える。強大な執政党が備えている「高効率の国家能力」は、政党間の「否定政治」が生み出す西側民主国家の軟弱で無力な国家とは鮮明な対比を生み出している。

人民代表大会以下の4大民主制度は、根本的な政治制度と基本的な政治制度を結合させることを堅持し、国家レベルの民主制度と基層レベルの民主制度を結合させる。これらの制度的工夫は、人民が権利と自由を享有して国家の統治に参加することを保証するとともに、政党関係、民族関係、宗教関係、階層関係、内外同胞関係の活力ある発展を有効に調節することができ、かくして民族の凝集力を増強し、安定団結を擁護する。力を集中して大事を行い、生産力の発展を有効に促進し、人民の生活水準を向上することもできれば、国家の独立自主を守り、国家の主権、安全及び発展利益を守ることができる。

○制度改善

(人民代表大会制度)

人民代表大会制度によって国家及び民族の前途・命運を人民の掌中に確保するためには、人民が人民代表大会制度を通じて国家権力を行使することを保証し、人民民主を更に発展させなければならない。依法治国を全面的に推進し、民主を制度化し、法律化し、国家の様々な工作の法治化を実現しなければならない。民主集中制を堅持し、この組織形式と活動方式の基本原則を確実に貫徹し、国家が統一かつ効率的に様々な事業の推進を組織することを保証しなければならない。

(多党合作及び政治協商制度)

この政治制度を堅持し、改善するためには、長期共存、相互監督、肝胆相照、榮辱与共の方針を長期にわたって貫徹するべきである。民主党派の自己建設強化を支持し、人代、政協等における民主党派及び無党派人士の積極的役割を發揮させ、社会主義建設、祖国統一、中華振興の大事業に共同で力を尽くすべきである。協商民主の発展を推進し、手続が合理的で、きめの細かい協商民主システムを構築し、協商民主の制度、規則、法律、手続を十全にし、協商民主が独特の優位性を發揮するようにするべきである。人民政協の協商民主の重要ルートかつ専門協商機構としての役割を更に發揮させ、民主協商ルートを開拓し、多種多様な協商を大いに繰り広げ、各種協商媒体と協商ルートを改善し、協商の方式と方法を改善し、完成した制度手続と全面的な参与実践を作り上げるべきである。

(民族区域自治制度)

各級党委員会は、民族自治制度の実施に全面的に責任を担い、正しい政治方向を把握し、統一と自治、民族的要素、地域的要素との結合を不断に強化すべきであり、それは新情勢下における民族工作の根本的保証である。積極的に条件を作り出し、あらゆる手を尽くして少数民族及び民族地区の経済社会発展を加速し、民生を大幅に改善すべきであり、そうすることは、民族地区における様々な問題を解決するカギであり、民族区域自治制度を確実に実行するカギである。依法治国の基本方針を民族工作の全領域に貫徹させ、民族区域自治法を幹とする民族法治システムを健全にし、法律によって民族関係を規律し、民族団結を保障すべきである。それは民族区域自治制度を確実に実行する上での重点である。

(基層大衆自治制度)

人民の民主的権利の享有を確保し、形式的には権利があっても実際には無権利であるという現象の出現を防止し、基層民主を堅持し、改善するためには、関連法律法令の建設を改善し、基層大衆自治の運用性を更に高めるべきである。政府と基層大衆自治組織との間の関係を更に正し、基層大衆自治組織の自治権を確実に保障すべきである。基層大衆自治の制度化レベルを不断に向上し、基層選挙、議事、情報公開、問責等の民主的ルートの風通しを良くし、基層自治メカニズムを健全化し、人民が法律に基づいて民主的権利を直接行使することを保障するとともに、大衆自治を制度化の軌道に組み込むよう積極的に導くべきである。

4. 調査研究・試点

(1) 調査研究

私が北京の大使館で仕事をしていた時、特派員諸氏からいつもからかわれていたのは、「浅井は中国に対する見方が甘すぎる」ことでした。事實は、「中国に甘い」私の予想をはるかに超える中国の今日に至る飛躍的發展です。私が当時から注目していたのは、中国共産党の「調査研究」という統治に対する独自の伝統的なアプローチでした。これは、中国共産党の領導と人民当家作主を有機的に統一することを確保する、いわば「万能薬」とも言えるものです。毛沢東は早くから現実を把握することを重視していました。「調査なくして発言権なし」という毛沢東の発言は今日まで引き継がれている、中国共産党の統治における基本認識・アプローチであり、方法論であるとともに認識論でもあります。

習近平も地方で仕事をしている時から調査研究を重視し、実行していました。彼は2012年11月15日に総書記に選出され、早くもその年の12月4日に政治局会議で「工作方法を改善し、大衆と密接に連係することに関する8項目の規定」(8項規定)を採択しましたが、その第1項目が調査研究でした。その内容は次のとおりです。

「調査研究の改善。基層に赴いて調査研究(通常は‘调研’と略称)する際、真実の状況を突っ込んで理解し、経験を総括し、問題を研究し、困難を解決し、工作进行を指導し、大衆に学び、実践に学び、大衆と座談を重ね、協議討論を重ね、典型(ケース)の分析を重ね、困難と矛盾が集中し、大衆の意見が多いところに行くことを重ね、通り一遍や形式主義を忌避する(その後、調査研究に当たっての現地の負担を軽減するための注意事項が細かく指摘されている)。」

習近平は中央党校の2021年秋期壮青幹部訓練グループ開校式においても、次のように述べて調査研究の重要性を説いています。

「すべてを実際から出発することを堅持する。これは、我々が問題を考え、決定を行い、物事を行う上での出発点かつ帰結点である。すべてを実際から出発することを堅持することの前提は、実際に深く入り込み、実際に理解する、こうすることによってのみ実事求是をやり遂げることができる。実際に理解するためには、調査研究という基礎的な訓練を掌握するべきである。」

2021年11月17日付の人民日報は「調査研究という優良な伝統を大いに発揚しよう」と題する、中央組織部秘書長の履歴を持つ臧安民署名文章を掲載しています。その中で彼は次のように述べています。

「党の歴史を学ぶと次のことははっきり見て取ることができる。全党が上から下まで調査研究を堅持し強化する時は、党の方針は客観的实际にマッチし、党の事業は順調に発展する。しかし、調査研究を怠り、不十分な時は、主観が客観的实际から離脱し、ひいては政策の誤りを導き、党及び人民の事業に損失を

もたらす。」

習近平が総書記に就任して真っ先に調査研究を最重要事項として打ち出したのは、江沢民及び胡錦濤時代に調査研究がおろそかにされ、西側的な統計数値中心アプローチが重視されていたことに対する反省があったからではないかと思います。

調査研究についてより深く理解するため、2021年4月8日付の光明日報に掲載された「調査研究という基礎的訓練に習熟し、代々伝わる共産党の家宝を活かそう」と題する陳志勇署名文章が内容的にまとまっているので、以下に概要を紹介します。

「調査研究は世界を認識し、改造する科学的方法論であり、執政能力と領導水準を高めるための重要な手段である。新しい発展段階にある今、共同富裕を着実に推進するためには、国情、社情、民情を立ち入って調査して理解し、人民大衆が必要とし、求め、急いでいることを理解しなければならない。調査研究を行う過程は人民大衆との血肉の関係を保持する過程、党の執政の基盤を固める過程である。

今日における中国社会の主要矛盾は、日々に増大する人民の生活需要と発展の不均衡不十分との間の矛盾であり、これにより一連の新しい任務と要求が出されている。人民の生活需要をより精確に把握し、不均衡不十分な発展との距離を把握するためには、領導幹部は生産と生活の第一線に深く入り込んで調査研究を行い、科学的政策決定能力を不断に高めなければならない。

(実事求是と大衆路線)

党の思想路線は、すべてを実際から出発し、理論を實踐に連係させ、実事求是に徹し、實踐の中で真理を検証し、真理を發展させることである。実事求是をやり遂げる前提と基礎は調査研究を深々と展開することである。大衆路線は党の生命線でありかつ根本的な工作路線である。基層、大衆そして典型的に困難な地方は、領導幹部の調査研究の重点であるべきである。調査研究においては、党性と人民性との統一を堅持し、大衆の生産生活の實際の状況を全面的に理解し、大衆の意見を充分に聴取し、大衆の智慧を幅広く凝集し、政策措置が基層の實際及び大衆の利益と合致するようにしなければならない。

(問題志向と科学思考)

習近平曰く、「党が人民を領導して革命、建設、改革を行う目的は、すべて中国の現實問題を解決するためである。」調査研究は調査のための調査ではなく、的に狙いを定めて矢を放つものであり、真の問題を発見することである。科学的に問題を分析し、問題を深く研究してのみ、真に問題を解決することができる。したがって、調査研究を行う上では、問題とともに歩み、問題に向かって進み、点と面との結合に注意し、調査と研究を結合させ、定性分析と定量分析を結合させ、多層的、多面的、重層的に状況を調査理解し、科学的思考方式と思想方法を総合的に運用し、複雑な問題を分析解決し、調査研究が実効あるものとなるようにしなければならない。

党は革命、建設、改革の實踐の中で大量の調査研究の方法を積み上げてきた。今日、インターネット、AI、クラウドコンピューティング、ビッグデータ等を代表とする新世代情報テクニクは日進月歩である。これらのテクニクを調査研究領域に組み入れ、効率を高めるとともに科学性を強化することは可能である。

(常態化)

調査研究は、科学的政策決定及び工作推進の中に組み込み、大衆と連係する重要ルートとすることによってのみ、主動性、系統性、予見性を高めることができる。そのため、調査研究を幹部の政治的、思想的、實踐的及び専門的訓練の重要な内容とし、領導幹部が率先してかつ經常的に一線に入り込んで調査研究を行い、調査研究を通じて党性を強め、才能を伸ばすようにするべきである。

(2) 試点

中国共産党の統治において、調査研究の次に来るステップが「試点」です。調査研究に基づいて政策が出されるわけですが、それが未知の領域に入り込む性格のものである時、中国共産党はまず地域、単位を選んで、そこで政策の妥当性、有効性、つまり問題に対する答になっているかどうかを確かめるというアプローチを取ります。いわゆる「石橋を叩いて渡る」です。試点を行うことで、その政策の妥当性を検証し、問題点が分かれば、あるいは新たな問題にぶつかれば、持ち帰って政策を練り直し、その上でもう一度やり直すのです。そうした積み上げを経てある程度手応えある政策が出てくると、それを点から線へ、線から面へと広げていきます。その上で全国的な政策へと發展させていくのです。私が改革開放当初の中国の前途に対して楽観的な見通しを行った時の最大の根拠は、鄧小平が調査研究と試点の重要性を

強調していたことにありました。調査研究と試点は、中国の实事求是の真骨頂を為すものだと思います。特に 1978 年の改革開放政策は中国共産党にとってまったく未知の領域に足を踏み込むものでした。したがって、「試点」は不可欠なステップとして位置づけられることになりました。

習近平・中国が直面しているのは、世界第 2 位の経済大国となり、アメリカをはじめとする西側から警戒され、敵対される「時代的に新しい状況」です。「習近平新時代中国特特色社会主義」とネーミングされているように、習近平・中国もまた内外の問題に直面し、手探りをしつつ前進しようとしています。したがって、試点の対象は前の時代とは異なりますが、試点の重要性そのものは今日においても変わりません。習近平・中国もその点を熟知しています。私が習近平・中国に対して基本的に楽観している重要な根拠もここにあります。逆に、中国の前途を警戒するアメリカ以下の西側の見方が決定的に見落としているのは中国のこの統治に対するアプローチだだと思います。

私が中国のニュースをチェックする中で見つけた、中国の近年における試点の事例を以下に紹介しておきます。

○エコロジー総合補償試点地区:2019 年 11 月 20 日、国家発展改革委員会は、全国の中から 50 の県(市、区)を選んで、エコロジーを優先させる形の発展方式を試験することを発表。

○交通強国建設試点地区:2019 年 12 月 9 日、交通運輸部は、河北雄安新区、遼寧省、江蘇省、浙江省、山東省、河南省、湖北省、湖南省、広西壮族自治区、重慶市、貴州省、新疆ウイグル自治区、深圳市の 13 地域を交通強国建設試点地区に指定。

○知的財産権刑事案件権利人の訴訟上の権利義務に関する告知試点工作:最高人民検察院は、2019 年 12 月から、北京、上海、江蘇、浙江、福建、広東の 6 省市の三級検察院で、1 年間の試点工作を行うことを発表。

○証照分離(工商部門による企業の営業許可証発行と、各業界の行政主管部門による許認可を分離させ、不要な審査や認可手続きを削減すること)改革試点:国務院は、2019 年 12 月 1 日から、全国の自由貿易試験区 18 において、証照分離の試点を実施。

○鄉村統治システム建設試点:2019 年 12 月 24 日、農業農村部は 115 の県級試点単位を選び、鄉村統治システムの現代化のモデル・方式を模索することを決定。

○土地課税改革試点工作:2021 年 10 月 23 日、全人代常務委員会は、国務院が一部の地区で土地課税の試点工作を行うことを許可。

○営業環境改革試点:2021 年 11 月 20 日、国務院は、北京、上海、重慶、杭州、広州、深圳の 6 都市で営業環境改善試点工作を行うことを明らかにした。

○老年医療介護試点:2021 年 11 月、国家衛生健康委員会は、北京、天津、山西等 15 省市を、老年医療介護サービス工作の試点に指定。

5. 頂層設計

「頂層設計」という名詞はもともと工学(エンジニアリング)用語だそうですが、政治用語としては 2011 年に作成された「第 12 次 5 カ年計画」で始めて使用され、中国共産党指導部が核心的な理念及び目標を設定するという意味で用いられるようになりました。中国経済の規模が大きくなるに従い、経済発展に影響を及ぼす要素も複雑多岐にわたるようになり、問題対処型アプローチだけでは追いつかず、様々な問題を根源的に解決するためには「頂層設計」を取り入れることが不可欠になってきたということです。

中国の改革開放政策のもとでは、経済建設のスピードに社会建設(福利システム、社会保障システム、社会管理体制建設、社会組織建設、社会利益関係調整メカニズム等々)が追いつかず、文化面、民主面の改革も立ち遅れ、そのことがまた経済改革の縦深の推進の妨げ・ボトルネックになってきました。そのため、多分野における改革を「頂層設計」によってリードし、並行的多角的に推進する必要性が痛感されるに至った、とされます。

頂層設計のアプローチは、一見して以上に述べた「調査研究」+「試点」アプローチとは矛盾するよう見えます。中国側文献でも、「頂層設計」は改革開放初期の「下から上へ」の「石橋を叩いて渡る」方式とは異なり、「上から下へ」のシステム・プランニングであると明確に指摘されています。つまり、「調査研究」+「試点」という伝統的アプローチとはまったく異なる発想に立っているということです。私の目にとまった

範囲では、この問題に対する中国側の公的説明はまだありません。

しかし、中国一流の弁証法的思考方法においては、両者が衝突して、相いれないということではないと思います。むしろ、両アプローチが相まって、あるいはあい補短しあうことによって、中国特特色社会主義はさらなる高みを目指すことができるようになるのではないかと私は考えます。

中国が「頂層設計」を必要とする次元に入り込んでいることについての具体例としては、中国側文献には次のようなケースを指摘しています。

「中国は経済大国だが、金融大国ではない。中国のような工業大国にとって、ますます不安定性を増しているドルに縛り付けられる状況が続くと、中国の貨幣政策が独立性を失ってしまうだけではなく、外部的な圧力にもさらされることになる。したがって、中国としては、国際通貨システムの改革を推進し、人民元の国際化を推進するなど、工業立国と金融立国をともに重視する長期戦略が必要であり、そのためには全体を見渡す「頂層設計」が不可欠となっている。

また、社会主義市場経済である中国においては、政府と市場との関係のあり方についても精確に定義する必要がますます出てきている。市場及び政府の機能と役割をコントロールするためには「頂層設計」は今後ますます重要になる。」

更に、2012 年以來の習近平体制は、様々な「頂層設計」を行ってきました。具体例としては次のようなものが挙げられています。

② 「2 つの全面」(小康社会の全面建設と改革開放の全面深化。2012 年 11 月)

②「10 の更に(より)」(より良い教育、より安定した仕事、より満足な収入、より頼りになる社会保障、より高水準な医療衛生サービス、より快適な居住条件、より易しい環境、より良い子供の成長、より良い仕事、より良い生活。同)

③「3 つの必ず実現できる」(2021 年までの小康社会全面建設、2049 年までの社会主義現代化国家実現、中華民族復興のチャイナ・ドリーム。同)

④「3 つの要と 3 つの必ず」(中国が強くなるには農業が強くなければならず、中国が美しくなるためには農村が美しくならなければならず、中国が富むためには農民が富まなければならない。2013 年)

⑤「3 つの全面」(依法治国全面推進、小康社会全面建設、改革開放全面深化。2014 年)

⑥「4 つの全面」(3 つの全面＋全面從嚴治党。2015 年 2 月)

⑦「創新、協調、綠色、開放、共享の新發展理念」(2015 年 10 月)

⑧「7 つの有所」(幼有所育、学有所教、勞有所得、病有所医、老有所養、住有所居、弱有所扶。2017 年 10 月)

⑨「国家制度及び国家統治体系の現代化」(2019 年 10 月)

6. 中国共産党の自浄メカニズム

中国の歴史は革命による王朝交代の歴史です。中華民国から中華人民共和国への交代も革命です。革命を起こす原動力は人民大衆です。中国共産党は大躍進・人民公社、文化大革命という大きな誤りを犯しましたが、復元力を発揮して自らそれらの試練を克服してきました。しかし、執政党としての地位が未来永劫に保証されているわけではありません。「歴史の民」である中国共産党は、自らが腐敗し、政治を誤れば人民大衆の歴史的審判を受ける運命にあることを知悉しています。「人民当家作主」(人民主権)は中国歴史から引き出された真理であると言えます。

したがって、中国共産党は大躍進、文化大革命という苦い前轍を踏まないことを確保するための様々な自浄メカニズムを作ってきました。「学習」、「批判・自己批判」、「下放」などは、中国共産党独特の自浄装置と言えます。2021 年 11 月 16 日に採択された「歴史決議」では、習近平体制下での自浄メカニズムである「從嚴治党」について、次のように総括しています。

「(様々な腐敗現象は)党のイメージと信用に深刻に影響し、党と大衆と関係に深刻な損害を与え、大衆の強烈な不満と義憤を招いてきた。…党は主体责任と監督責任を実行し、監督・紀律・問責を強化し、從嚴治党を党建設の各分野で全面的に貫徹しなければならない。

党中央は、大衆から脱離すれば即生命力を失うのであり、全面從嚴治党は人民大衆の不満がもつとも強烈な作風問題から始めなければならない」と強調する。中央政治局は毎年民主生活会を招集し、批判と

自己批判を行っている。党中央は、…大衆の不満が強烈で、大衆の利益を害する突出した問題を解決し、…長年にわたって取り除くことができなかった宿痼を取り除いてきた。

理想と信念は共産党員の精神上の「カルシウム」であり、理想信念を失えば精神上の「カルシウム欠乏」に陥って「くる病」となり、政治的変質、経済的貪欲、道徳的墮落、生活的腐敗を必然的に招く。党は大衆路線の教育実践活動を行い、…共産党員が精神的に背筋を伸ばすようにしてきた。

腐敗は、党の長期執政に対する最大の脅威である。…党は、党及び国家の監督システムの改善を領導し、国家監察委員会及び地方各級監察委員会の設立を推進し、党内監督を主とする様々な監督一貫協調メカニズムを構築して、権力の運用に対する制約と監督を強化している。」

「調査研究」についてお話した時に紹介した、「8 項規定」に関しては、中央紀律委員会の国家監察委員会 WS が違反者の取り締まり状況を表にして発表しています。これまで 97 ヶ月連続して公表しているそうですが、最新のものは、2021 年 10 月 28 日に、9 月現在でとりまとめたものです。違反件数 8420、その中で批判・教育法所党の処理を受けた者が 1193、より重い登記党紀政務処分を受けた者が 8247 人です。うろ覚えです(読んだ記憶があるのですが、探し当てられません)が、これまでで、20%に達する党員がなんらかの処分を受けており、その中には、党中央政治局員以下の領導幹部も含まれています。習近平の深刻な問題意識を如実に窺うことができます。